

管理建築士の専任に関する証明書類

建築士法第24条により、建築士事務所(一級、二級、木造)はそれぞれ専任の建築士(一級、二級、木造)が管理しなければなりません。専任とは原則として、事務所に常勤し、休日等を除いて、通常の勤務時間はその事務所に勤務していることです。次の事項に該当する場合は、管理建築士とは認められません。

- ①住所と事務所所在地が著しく遠距離で通勤が不可能なもの。
(住所と事務所所在地を確認するため、管理建築士の住所が分かる公的書類の写しを求める場合があります。)
- ②他の法令(建設業法、宅地建物取引業法等)により、専任になっているもの。(同一所在地で同一開設者の事務所では兼任できる場合もあります。)
- ③建設業法の技術者(主任、監理)として、特定の工事現場に常駐しているもの。
- ④他の業務等(他の会社への勤務、他の営業等)で専任に近い状態にあると認められるもの

○管理建築士の専任について証明するため、次に掲げる書類を添付して下さい。

管理建築士の専任に関する証明書	<p>○次に掲げる書類のうちのいずれか一つ</p> <p>(1)登録申請日の6ヶ月前まで他の事業所等に勤務していた場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 前職場の退職証明書イ 雇用保険被保険者離職票の写しウ その他知事が必要と認めるもの <p>(2)その他(以前から現在の勤務先である場合)</p> <ul style="list-style-type: none">ア 健康保険被保険者証の写し(事業所所在地及び事業所名が記載されているもの)イ 雇用保険証の写しウ 住民税の特別徴収額通知書(事業者あてのもの)エ 確定申告書の写し(自営のもの)オ 所得証明書(自営のもの)カ その他知事が必要と認めるもの
-----------------	---